

西欧中世の私文書

ブノワ＝ミシェル・トック
(岡崎敦訳)

私文書を研究しようとするれば、まずはじめに一つの問題が提起されます。「公文書」と区別される形で、「私文書」はどのように定義されるのでしょうか。中世の資料を検討してみても、同時代にはこのような区別は存在しないので、助けにはなりません。ところで、中世史家たちは、この問題に関して見解が一致せず、これまでかなり異なった複数の定義が提示されてきました。さらに近年では、この区別は時代錯誤であり、かつ無益であるとの理由から、次第にこの区別をたてること自体に、懐疑的にすらなっています。

これまで提出されてきた定義とは、どのようなものでしょうか。若干図式化していえば、一方にはドイツ学派があり、ここでは、王や皇帝、教皇が発給した文書を「公文書」と称して、その他を「私文書」として区別しています。ここで不都合なことは、伯や公、また司教といった存在は公的な権力主体と見なされ、したがって、彼らの発給する文書も公的なものと考えざるを得ない点です。この定義はあまりに厳格過ぎるとして、これを若干ゆるめる提案も行われました。たとえば、中世の後半には領邦君主や領主の文書も公的なものと見なされますし、また、公的な権威が法的有効性を与える手段を付与した文書と、その他の文書とを区別したりもされます。しかしながら、これらの提案のどれも説得的ではありません。他方、フランス学界では、文書は、それが語っている法行為が私法に属するときに、私文書と呼ばれます。しかしながら、中世には私法という観念自体が存在せず、これを遡って適用することは困難です。さらに、たとえばある王がある土地をある修道院に寄進した場合、これは、公的人物による文書発給とみなすべきなのでしょうか。それとも、私法に属する行為を語ったものとみなすべきなのでしょうか。

これまで提出された二つの定義は、それゆえ、そのままでは受け入れることは出来そうもありません。別の定義を探さねばならないのでしょうか。もしそうだとしたら、どのようにすればよいのでしょうか。私にとりわけ必要だと思えることは、私文書と公文書を無理やり区別することにこだわらないことです。たとえ、この区別が、文書形式学の祖、1681年のマビヨンの著書に遡る古いものであったとしてもであります。必要なのは、文書自体の研究であり、場合によっては、これが二つの文書カテゴリーの違いを明らかにしてくれるでしょう。しかしながら、つぎの点は忘れてはなりません。現在まで好んで用いられてきたのは、発給者や法行為という法的基準でしたが、中世の文書は、法制史に関係する以前に、まず文書形式という観点から取り扱われねばならないのです。すなわち、もっとも大きな注意を向けるべきなのは、法的中味ではなく、文書の形式であり、その作成や受容のあり方なのです。文書形式の違いや、その生成と受容の諸条件の研究こそ、我々の導きの糸なのです。

文書自体を検討するに先立って、すでによく知られているいくつかの基本的事実を思い起こしておきましょう。まず第一に文書の数です。中世に関して、何通の文書が伝来しているのでしょうか。これは、誰にも答えられない問いであり、概算ですらかなり危ないところでしょう。しかしながら、いくつかの数字を提示することは可能です。たとえば、12世紀末までの時期に、カタロニアでは約1万通が数え上げられています。現在のフランスという枠組みでは、1121年以前のオリジナル文書だけで約5000通存在し、これは伝来している総数の約10%と見積もられることから、12世紀はじめまでの時期で、おそらく約5万通の存在が推定されます。チューリングゲンでは、中世全体にわたって、4万通以上と言われています。これらの文書は、しかしながら、かなり不均等な状態で伝来しています。保存条件、あるいは教会機関が存在する密度、さらには文字との関係といった諸理由から、ある地方にはかなり多く、別の地方は少なく現れるのです。時期についても同様です。一般的にみて、時代が下るほど、保管されている文書数は多くなります。

いま一つの点は、伝来と保管の諸条件についてです。保管のもっともよいやり方は、間違いなくオリジナルです。なぜなら、これこそ発給者が直接関与した資料であり、獣皮紙（あるいは場合によっては、パピルスや紙ですが）も、物理的な状態で、語られている法行為の時期に利用されたものだからです。時期と地域によって、オリジナルが伝来する文書の割合は、10から90、さらには100%とまちまちです。コピーの様態は、バラの用紙、ヴィディムス、文書集 *cartulaire* 等へのコピーから、17-18世紀の学者のコピーまで非常に多様です。これらすべてのコピーは、その目的や生成、写字生の個人的資質、さらには彼が用いた時間などに応じて、まったく異なるカテゴリーを構成しています。また、文書のなかには今日、要約や単なる言及というかたちでしかその存在が伝わらないものもあります。忘れてはならないことは、書式集のような比較的文書の生成に近接する史料はもちろん、年代記や立法テクストのような、これからはやや遠い史料類型もまた、文書の存在を語る必要があります。

この報告で取り上げる10-13世紀という時代は、西欧中世の真ん中の時期ですが、これはまだ幾分かは古代的な世界と、すでに少々近代的な世界との間の過渡期に相当します。私たちも、なお古代的であった文書の消滅からはじめ、すでに近代的な文書の誕生へと考察を進めることにします。

1. 10世紀。過去の遺産の重み

まずはじめに指摘せねばならない点は、根本的な問題ですが、10世紀の文書には（少なくとも7世紀以来そうなのですが）、つぎの二つの文書カテゴリーの間に明確な違いがあったという事実です。すなわち、王や皇帝、教皇などの君主の文書と、その他の文書です。この両者を区別するのは、形式的諸要素、すなわち外層的特徴としては、冒頭のクリスモンや縦に長い書体など、内層については、王文書以外ではゆっくりとしか導入されない信仰書式、また印章などの法的効力を付与する諸要素、そして文書の名称などです。ち

なみに、君主の文書には証人も下署もなく、印章が付されています。王文書は長らく印章が付された唯一の文書でした。文書の名称については、11世紀末に至るまで、皇帝や王、教皇文書のみが、**preceptum, praeceptio, decretum, auctoritas** といった公的権威を表象する名前と呼ばれました。ところで、この君主の文書とその他の文書という区別は、書式集においても見られます。たとえば、マルクルフスの書式集では、**cartae regales** と **cartae pagenses** が区別されています。さらに、この区別は中世初期の文書集にも確認することができます。ここでは、一般に、盛式証書 **diplômes** と私文書を別々にまとめているのです。それゆえ、この時期には、すなわちおよそ紀元千年ごろまでは、公文書と私文書の区別を語る事が出来るわけです。ただし、のちに触れるように、司教文書や、やや程度は下がりますが、伯文書にも、王文書のモデルに接近する傾向が見えていました。

中世の文書というと、私たちはいつも修道院や教会参事会、その他の教会のことを思い浮かべます。実際、非常に稀な例外を除けば、この時期について伝来しているすべての文書は、教会の文書庫に保管されていたものです。ところで、中世初期、およそ10世紀までの時期には、俗人も文書を受け取っていました。彼らも、土地を買ったり、受け入れたり、交換したり、訴訟で勝利したときなどには、文書を準備すべきと考えたのです。この点は、盛式証書についても該当します。7世紀から12世紀はじめまでの時期について、伝来する盛式証書のおおよそ7%は、俗人が受益者となっています。9世紀から10世紀にかけても、のちの時代よりもこの割合は大きいのです。このことは、教会機関ではなく個人のために文書が発給され続けていたことを示しています。この現象が、このあと消滅するとしてもです。フランスに伝来するオリジナル文書すべてを計算に入れると、伝来する9世紀のオリジナル文書の四分の一は俗人が受益者であり、10世紀には八分の一という数字が出てきます。この数字は、長らく研究者には気づかれなかったままです。なぜなら、しばしば文書集の写字生は、俗人のための文書など割愛していたからです。といっても、常にそうであるわけではありませんでした。マコンのサン＝ヴァンサン教会の文書集では、収録文書の七分の一が俗人のためのものです。ところで、交換文書やキログラフのような、同文のテキストからなる二部作成の文書の存在は、俗人が文書に関心を抱いていたことを示しているものです。このことは、書式集や部族法典でも確認できることです。

この当時の私文書の外層形式は、一般に非常に簡素で、レイアウトも地味、書体も非常に丁寧という訳ではありません。唯一の明確な特徴は、証人の下署であります。これら下署は、教会人をのぞけば（これ自体10世紀末までのことですが）、自筆ではありません。ちなみに、教会人がこの慣行を止めたのは、書く能力を失ったからではなく、上手に書けなくなったため、写字生がこの点を特筆しています。

内層上の形式は、まず書式集の利用に拠ります。現在複数知られているのは、一般には6-9世紀に編纂された書式集ですが、それらのコピーは10世紀にも見られます。これらの書式集はすべて相互によく似ており、ここから

なんらかの共通のもとがあったか、あるいは相互の影響関係が想定されます。しかしながら、現在伝来する写本以外にも、多くの写本がかつて存在しました。実際のところ、文字を操る多くのセンターでは書式が恒常的に利用されていたのですから、そこには、当然書式集があったのです。さらに興味深いのは、これらの書式はそれ自体が成長するということです。それゆえ、書式集は生きていて、メンテナンスを受け、更新される道具なのであり、閉ざされた集成ではないのです。

中世初期の私文書形式論で重要な要素は、証書 *charte* とノティティアの区別です。後者は、しかしながら、やや曖昧な用語です。ここでは、三人称で書かれる文書形式という意味で使用し、一人称で作成される証書と区別します。中世初期を通じて、書式集においても文書においても、証書は譲渡、売買、遺言のために、ノティティアは交換と訴訟のために用いられました。交換の際に、三人称という客観的な叙述スタイルが採用されるのは、同じ内容の二つの文書を作成し、両当事者がそれぞれを持ちあうことが念頭にありました。訴訟については、訴訟の当事者との関係で、裁判官が独立した立場にあることを示すためであったものと思われます。

ノティティアという用語は、しかしながら、別の意味も持っています。より普通には、*notitia traditionis* と呼ばれる短い文章で、9世紀に現れる寄進帳 *liber traditionum* と呼ばれる書冊のなかに現れますが、そこには、たとえば寄進者や物件の性格や所在、さらには証人の名前といった、法行為の主要なデータのみが記載されているのです。これは、9世紀のドイツに現れる史料類型で、ドイツではかなりの成功を収め、その後次第に他の地域でも見られるようになります。多くの歴史家は、この *notitia traditionum* は、直接文字化されたもの、すなわち文書のコピーではなく、法行為の直接の記載と考えており、私自身も、12世紀のアルエーズ修道院に関してこれを確認しました。しかしながら、場合によっては、文書オリジナルが別個にあって、それを要約することもあります。非常に明確なケースとしては、805年のエヒテルナッハ修道院へのゴドトリュードによる寄進が挙げられます。この寄進は、二つの形態で知られています。一つは、完全な証書の形式であって、11世紀に単葉の用紙に転写され、これがその後装丁に使われて伝来しています。いまひとつは、13世紀のエヒテルナッハ修道院の文書集である *liber aureus* のなかに見られる *notitia tradtionis* です。ただし、この要約は一人称で書かれており、また、この文書集に先行して別の書き物が存在した可能性もあります。これらの *notitia traditionis* は、それ自体独立した書き物なのか、それとも失われた証書の要約なのか、どちらが多いのでしょうか。この点はまだ結論が出ておりません。しかしながら、この問題が非常に重要であることは間違いありません。なぜなら、10世紀のドイツからは、*notitia traditionis* 以外からはほとんど私文書は伝来していないからで、結果として、王文書以外では、真の意味での文書がどの程度作成されていたかが問われているからです。

文書を作成していたのは誰なのでしょう。これは常に男性です。女性が文書の発給者であったり、女子修道院が受益者であるとしても、文書が女性

によって書かれることは決してありませんでした。すべてが男性である文書の作成者および写字生は、また非常にしばしば聖職者でありました。一般に、助祭や司祭、その他非常に稀ではありますが、副助祭や読師の場合も見られます。年代の同定が難しいカロリング期の史料に、『司祭は何を学ばねばならないか *Quae a presbyteris discenda sint*』という名で知られる作品がありますが、ここにはすべての教会人 *ecclesiastici* が通じていなければならない事柄が 15 列挙されており、最後に文書と書簡の作成があがっています。ちなみに、文書の書記として聖職者が独占的な地位を占めていたのは、彼らのみがこの仕事を学んでいたこと、そして理論的には、彼らすべてがそのように認識されていたからでした。しかしながら、イタリアでは異なる状況が見られます。9 世紀の前半にすでに、書記の一部に俗人の姿が見られ始めるのです。他にも、俗人の書記を確認できる地域があります。たとえば、カタロニアがそうですが、そこでは彼らはイタリアよりは稀な存在ではありませんでした。注意せねばならないのは、書記が結婚していることが明らかであったとしても、それは彼らが俗人であることを必ずしも示さないことです。しかし、何人かの書記は、はっきりと自分のことを俗人と称しています。1000 年ごろに、助祭であり裁判官でもあったバルセロナのボンソムなる人物は俗人書記の養成学校を設けました。この他の地域では、俗人書記はまったく例外です。869 から 881 年にかけて、ディジョンのサン＝ベニーニュ修道院のために 5 通の文書を作成した *Moringus laicus* なる人物がいますが、これらの文書はいずれもオシュレ地方のエズレという場所に関係したものです。

2. 「修道院」的文書作成

中世初期の大部分の時期を通じて、修道院は、みずからの文書の作成にあたっては、俗人と同じく、だれか聖職者の書記に委ねていました。しかしながら、修道院が、学識があってラテン語や法律の知識を持ち、文字を操ることにたけた修道士を擁するようになると、必要な文書の作成に、彼ら修道士を用いるようになったのです。この事態は 9 世紀に現れましたが、地中海地域ではようやく 11 世紀ということもあります。しかし、おおよそ紀元千年ごろから、文書の作成はもっぱら修道院が担当する時代が始まります。修道院だけが（もちろん司教座教会はそうですが）文書の作成を続け、修道院だけがこれを受領して保管していたのです。なぜこのようなことが生じたのでしょうか。複数の現象がその原因として提示できます。修道院の外には書記がいなくなったこと、俗人を受益者とする文書が書かれなくなったこと（ただ、カタロニアにおいては、俗人のための文書が存在し続けたことが最近の研究から主張されています）、伝統的な形式の文書が消滅し、新しい文書形式が現れたことなど、が挙げられます。修道院の外に書記がいなくなったことは、もちろん俗人のための文書が書かれなくなったことと関係します。しかしながら、この両者の因果関係の順番をはっきりさせるのは困難です。

文書形式の変化はよく知られています。メロヴィング期の書式集は利用されなくなり、かわって、非常に局地的にしか使われない新しい書式集が現れます。すべての、あるいはほとんどすべての修道院は自分用の書式集を発展

させました。しかしながら、ときには地域レベルで流通した書式集も存在したようですが、その起源や内容、普及などの問題はなお研究されていません。古い文書類型の区別、すなわち、寄進や売却には1人称で、交換や訴訟は3人称で文書を編纂するという区別も、以後守られなくなりました。ある修道院では、すべての文書を1人称で作成していますし、別の修道院ではすべてを3人称のノティティアで書いています。また別の場合には、1人称と3人称がごちゃごちゃに混じった奇妙な形式すら見られます。この新しい文書形式の代表例は、間違いなく、マルムチエ修道院のノティティアであり、より広くは、ロワール河流域からノルマンディに至る地域全体にわたって見られる文書でしょう。そこでは、修道院の将来の修道士への告示という形式をとった非常に独特な文書が、数百通伝来しています。しかしながら、これらの動きはどこでも同じであったわけではありません。北フランスは、ロワール河流域のノティティアの影響はあまり受けませんでしたし、ごくわずかに伝来している文書は、1100年ごろに絶頂期を迎えることになる偉大な司教文書形式をはやくも予告しています。といってもこの地域でも、多くの文書は修道院で書かれていたのです。逆に、南ヨーロッパ、とりわけイタリアやカタロニア、それからやや低いレベルではプロヴァンスやラングドック地方では、修道院が文書の作成を独占するなどということは生じませんでした。これらの地方では、独立した書記が、修道院の外で、文書を作成し続けていたのです。ここではまた、ノティティアがほとんど見られません。というのも、伝統的な文書形式に忠実であるか（プロヴァンスやラングドックの場合がそうです）、あるいはイタリアのように、公証人文書が生成したからです。

修道院ノティティアの地域に話を戻しましょう。この形式上の変化は、内容の変化を伴っていました。すでに述べたように、おおよそ10世紀までは、法行為の二つの類型を容易に区別することが出来ました。すなわち、譲渡、売却、あるいは交換などのようにです。書式集においても、これらの法行為は明確に区別されていました。形式はいつも非常に簡単です。たとえば、売却文書においては、売り手は、買い手に売却した物件を正確に述べ、その対価を受け取ったことを宣言して、この売却については今後ことを構えないことを約束します。文書は証人の列挙と日付、さらに場合によっては罰則条項によって締めくくられます。文書自体も、しばしば *cartula donationis ou venditionis* などのように呼ばれました。しかしながら、10-11世紀以降、法行為はより複雑なやり方で提示されるようになります。行為の叙述はより詳細にわたりますが、度は越さないようにしていても、既存の類型を無頓着にこんがらがらせているのです。たとえば、当時、寄進を語っているのに、その対価が示されていたり、また別の史料から判明することですが、寄進も実は裁判での決定によったことが隠されたりしています。実際には売却であったり訴訟の結果であったりしたことが、すべて寄進として語られているのです。かつては、これをもって売却という観念が消滅したのだと評価されたこともありました。おそらくはそこまで言う必要はないでしょう。単に、売却

を寄進に見せかけた方が、宗教的な恩恵にあずかるのに有利であるということかもしれません。

伝統的な書式集が消滅したことは、もう一つ別の結果をもたらしました。ここだけというわけではありませんが、とりわけ、ノティティアが繁茂した西フランスでそうなのです。すなわち、この地方では、文書は非常に叙述的になり、法行為を簡潔に語るのではなく（どこそこにある当該物件を、ある条件のもとで譲渡する、という形式です）、事件の長い報告の呈を示しています。たとえば、そこでは、寄進者が当該物件を保有するに至った経緯、寄進に同意した親族、受益者となる修道院が闘わねばならなかった権利請求などが語られます。これは、社会が、カロリング期ほどしっかりと秩序づけられなくなったからなののでしょうか。このため、困難な問題が多数生じたのでしょうか。それとも、文書が、以前の伝統的書式集の枠から抜け出て、現実をよりよく反映するようになったからだけなののでしょうか。この場合、法的・社会的関係はいつも変わらぬ緊張状態にあるというのが中世社会の現実というわけで、これは、（表面的には公的国家制度が確固としているように見える）カロリング期であっても、変わらないということになります。実はこの問題については論争があり、いまだ決着はついていません。

ところで、これら修道院文書は、非常に大きな柔軟性を有しています。つまり、理論的には一ヶ所といえども変更不可能な、のちの印章付文書と異なって、この文書は、たえず修正や付加、改竄の対象となりえるのです。一つの寄進が行われたとします。人は文書を作ります。これに対して異議の申し立てが起り、なんとか鎮めたとします。ここでは、最初の文書の下部にそのことを付け加えるか、あるいは新しい文書を作成する二つのやり方があります。新しい文書を作る場合、二番目の文書は、第一の文書への追加というかたちをとるか、あるいはそれを書き直さないとしても、その内容を採録するので、この結果、第一の文書は不要となって廃棄することができるのです。

これらの文書は確かに私文書です。形式的にも、これらは、3人称の採用や長い報告調の叙述によって、王文書や教皇文書と区別されます。もっとも、フランス王文書は時にはこの私文書形式に接近することがあります。ただこの場合でも、王文書は必ず1人称で書かれ、王印璽を付されています。しかしながら、より重要なポイントは、これらの文書がいわば内部資料であるという点です。これらは、真の意味では「客観的」な文書では実はありません。1人称や、場合によっては2人称が、非常に強く感じられるからです。この場合の1人称とは、しかし、法行為の主体ではなく、文書を書いている修道士自身を指しています。内部資料、すなわち閉ざされた関係者の世界だけで通用する資料は、修道院の記憶の媒体としてのみ効力を持つに過ぎません。

修道院文書が袋小路に陥って、将来続くことなく消滅したのは、まさにこの内部資料的性格のゆえなのでした。信頼性をうるためには、文書は、法行為の当事者の外側から、なんらかの介入を受けねばなりません。中世初期には、この役割を果たしていたのが、文書書記でしたが、これは消滅してしまいました。それゆえ、なにか別の存在を見つけねばならなくなりました。二

つの新しいやり方が作り出され、双方ともその後長く利用されていくことになりました。すなわち、印章と公証人です。

3. 印章。司教文書からその一般化へ

司教文書はすでに7世紀から伝来しています。この文書類型は、その特別な定式性、複雑さ、そして長さによって、しばしばはつきりと他の文書から区別されます。大半の私文書には存在しない告示定式がここにはしばしば現れますが、それは、司教が公的権威者であるからです。いま一つの特殊性は、自筆の書名がしばしば見受けられることです。これらは、司教自身や司教座教会の参事会員からなります。司教文書が非常にしばしば表現しているのは、公的存在としての司教の活動ですが、逆に、彼が個人の、あるいは家産に属する財産を俗人や教会と交換する際には、交換のノティティア形式が採用され、これは他のこのタイプの文書形式となんらかわるものではありません。

しかしながら、11世紀以降、司教文書はある展開をとげ、その結果、まず第一段階では、形式が単純化して、他の私文書に近づいていきます。あるいは、ある特定の地域だけでそのように見えるだけかもしれません。というのは、同時期、司教文書の類型と地位を革命的に変化させる大きな革新が現れたからであります。

その第一は、*altare* 譲渡文書の出現です。*altare* とは、カトリック教会において、司祭が聖務、とりわけ聖体の秘跡を執り行うテーブル(祭壇)ですが、ここでの *altare* は、拡大された意味で、10世紀末以降、ある制度を意味します。すなわち、小教区教会の収入の一部ですが、教会当局は、俗人領主に対して、これら小教区教会を修道院や種々の教会への譲渡を強制しようとしていたのです。ちなみに、教会は説得に成功したようで、11-12世紀を通じて、各司教区では、数百の *altare* が俗人の手から離れて修道院へとわたったのです。少なくとも北フランスではそうでした。これらの *altare* 譲渡の大部分は、司教文書によって告示されており、このことがこのタイプの文書を多く普及させることになりました。フランスに伝来するオリジナル文書の資料コルプスによれば、司教文書は、10世紀の文書数全体の約8%を占めていましたが、11世紀には11%、12世紀はじめには21%に達しています。これらの司教文書の大半は、*altare* 譲渡文書でありました。

二番目の革新は、印章の採用です。印章は、メロヴィング期以来王や皇帝文書、さらには教皇文書によって用いられていました。しかしながら、中世初期には、その他の文書には付されていなかったのです。ところで、印章が徐々に普及していく過程で、最初にこれを採用したのは司教でした。10世紀半ばにライン河流域の大司教たちがみずからの文書に印章を付け始めました。トリエルでは959年にはまちががなく、恐らくはすでに955年にはこれを用いていました。ケルンでは、確実には1000年、恐らくは950年にすでに、マインツでもおそらくは976年に印章を採用しています。ドイツの司教たちが徐々にこれになりました。たとえば、960年代にハルバーシュタット、980年にリエージュといった具合です。フランスでは、しかしながら、文書の有効性を保証するための印章の採用は1040-50年代を待たねばなりま

せん。まずランス大司教、ついでラン、アミアン、カンブレ、ノワイヨン司教と続きます。印章は続いて、全キリスト教世界に普及していきました。その年代はまちまちです。シュヴァーベンでは 1120 年代、イングランドでは 1130 年代、地中海世界では 12 世紀後半から 13 世紀前半でしょうか（エクスマン＝プロヴァンス大司教の最初の印章利用は 1217 年です）。

ここでは、以下の三つの点が特別な注意を引きます。まず第一に、どこでもまず司教文書が道を開いたという事実です。司教こそ、「公的」と見なされうる、そして文字の利用にとりわけて親しんでいた権威主体であったのです。

他方で、印章は単なる技術的な革新ではありません。印章は、文書の意味を完全かつ革命的に変えたのです。それまで、文書の有効性は、何人かの証人の名前の記載によって保証されており、文書が法廷において役立つためには（というのも、これこそが文書の第一の存在理由なのですから）、そこに記載された証人がまだ生きていて証言せねばなりません。証人が死んでしまえば、文書は実際のところ、役に立たないのです。確かに、文書はいつでも相手側の非を突くために利用されえたでしょうが、それでも証人の死の前後で同じ力を持ったとは言えません。はっきり申せば、印章の採用以前には、文書は、証人とセットでしか、裁判で役に立たないということです。文書は証人によって承認され、確認されねばならなかったのです。印章の採用後には、逆に、文書は、証人の存在や不在とは無関係に、それ自体として価値を有するようになりました。それゆえ、これ以降、文書一般は、それまでは王文書だけが持っていた特別な資格を分け持つようになったのです。事実、王文書は、紛争にあたっては、無条件に立証能力を認められていました。これは、当たり前の話ですが、王を証人として召喚することなどありません。ところで、私が、かつて印章が欠けているという理由から私文書に分類した司教文書を、いまや公文書に分類するのは、まさにこうした根拠からなのです。

最後に、司教文書が開いた道は、多くの、そして実際にはほとんどすべての文書がたどることになりました。まず他の教会組織が印章を有するようになりました。司教座教会や修道院などがそうです。しかしながら、俗人もまた文書の有効性保証のために印章を採用しました。なかには、その動きが大司教にすら先行する者がいます。たとえば、バイエルン公は、すでに 10 世紀はじめにこれを有していました。ここにはまさしく、王と張り合おうという、そして合体させられていたフランク王国から公領全体を事実上独立させようとする意志が感じられます。事実、この公領は、長らくほとんど自治と呼び得る状況を楽しんできたのであり、フランク世界との違いを主張していたのでした。フランスでは、11 世紀を通じて、フランドル伯やアキテーヌ公のような領邦君主が印章を手にしており、この動きは 12 世紀を通じて広がりました。北フランスでは、1150 年以前にすでに、印章のない文書を発給することは不可能となりました。

ところで、もし修道院に財産を寄進したくても、みずから印章を持っていないときには、どのようにしたらよいのでしょうか。まずだれか他の人の印章を借り受けることができました。たとえば、1151年北フランスのペロンヌという都市では、いまだ印章を有していなかったのに、文書発給の際には、在地の参事会教会、ペロンヌのサン＝フルジ教会の印章に頼っていました。文書はそれゆえ、都市の名前で出されていますが、印章は教会のものなのです。ちなみに、ペロンヌはこの地方で、もっとも古くみずからの名前で文書を発給した都市です。また、印章を持っている他のものの名前で、文書を発給してもらうこともありました。実は、前述のペロンヌの場合には、この文書は、翌年、ノワイヨン司教から印章付の文書による確認を受け、いわば二重の保証のもとに置かれたのでした。受益者は、さらに、複数の法行為を列挙するタイプの文書のなかに、みずからの寄進を書き込んでもらうこともできました。これは、いわゆるパンカルトと呼ばれる文書形式で、とりわけシートー会修道院のもとでよく見られるのですが、しばしば数十におよぶ法行為が一つの文書中に列挙されるのです。最後に、印章付の文書の中への記載ではなく、*notitia traditionis* の形式での、すなわち独立した文書としての形ではなく、ただ、手書きの書冊のなかに文章を書き込むだけ、というやり方もあります。

印章付文書は、そもそもは王文書から派生したことから、印章が付されない文書とは形式上異なる特徴を持ちます。とりわけ文書の最初に置かれる冒頭定式部は、より豊かになっています。まず神への呼びかけ、発給者の提示が通常通り行われますが、同時に、宛先および挨拶定式、あるいは告示定式が置かれます。アレンガと呼ばれる、多くは宗教的トポスが書かれる箇所は非常にしばしば見られます。印章の文章中での予告は、非常にゆっくりとしか普及しないので、かなり長期にわたって、印章付の文書には印章の予告はないのです。外層上の特徴については、発展経過はさまざまです。11世紀および12世紀前半の司教文書は、しばしば非常に大きく、格が高い丁寧な書体で書かれています。領邦君主の文書は、このようなモデルをあまり採用しませんでした。その他の文書については、このような高い定式性維持への努力はまったく見られません。これらはかなり小さく、書体もより簡素です。しかしながら、12世紀後半には、いずれにせよ、司教文書自体も、この簡素化現象の影響を受けていきます。文書発給がより頻繁になると、そのルーティン化が招来されるのです。

他方、文書はしばしば、文書作成に固有の書体とは異なる、書物の製作に使われるいわゆる本の書体でも書かれています。12世紀後半を通じて、さらに新しい書体が現れました。ゴシック草書体がそれで、すぐさま西欧全体に普及していくこととなります。かつてはここに大学の影響を見ていました。むしろ教皇文書の影響をみるべきではないでしょうか。教皇文書こそ、全ラテン世界に普及し、西ヨーロッパの文化的・知的統一性を維持した例外的な要因の一つであるからですが、この点は従来歴史家によって十分強調されてきたとは言えません。

12世紀に確立する印章付文書は、その後の中世、さらにはそれ以後の時期を通じて維持され続けました。13世紀になるとすでに、かなり低いランクの領主もまた印章を手にしており、さらにはときに平民すらこれを持っています。法行為の文字化がますます頻繁に、行われるようになりました。これは、文書の発給者も受益者もその数をますます増したことに由来しますが、同時に、ローマ法と教会法研究の復活にともなう、学識法の急速な普及が、文字による法権利の維持により頻繁に頼るようになったことにも関係します。このような状況の結果、司教の委任裁判官であった司教区判事が、司教にかわって、訴訟だけではなく、訴訟外の事項をも管轄することが非常によく見受けられるようになりました。1230年代から1280年代に至るまで、各司教区の司教区判事は、毎年数十通の関係の文書、すなわち、第三者の法行為をみずからの職権によって告示する文書を発給しています。ちなみに、1280年代というのは、フランスで、王権による同様の制度が機能を開始する年代です。

しかしながら、この司教区判事による私的法行為の告示文書の発給は、すでに司教によって行われていたことでした。(12世紀後半の)多くの司教文書が、この訴訟外事項裁判権、すなわち、司教がみずからには関係しない第三者の法行為を、みずからの権威に基づいて告示する機能に関するものでした。ちなみに、司教の行為が、問題となる法行為が、司教が最終的な責任者である当該司教区の教会に関係することを根拠とするのかどうかは、微妙な問題ではっきりしません。しかしながら、さらに重要なのは、12世紀末の段階で、司教文書局は、司教には関係しない多くの文書を作成していたという事実です。一種の代書屋として機能していたのです。このことは、ランおよびソワソン地方の寡婦産設定文書について、とりわけ明確に証明されたことでした。

印章付文書は、公文書なののでしょうか。あるいは私文書なののでしょうか。この段階では、もはや、王や皇帝、教皇文書とその他の文書との間の区別は形式上明確ではありません。唯一の例外は、鉛の印章を用い、形式的にも特異な定式性を誇る教皇の特権文書だけでしょう。確かに単なる領主の文書を公文書と呼ぶことは出来ないでしょう。しかしながら、これにもまして、司教文書を私文書とすることは出来ません。私にとって唯一可能と思える区別は、職権による文書、すなわち、訴訟あるいは訴訟外事項に関する正当な権力を有する権威の主体によって発給される文書と、個人の文書、すなわち、個人が個人的な資格で作成するものという区別です。この区別は、しかしながら、すべての問題を解決する訳ではありません。司教あるいは王が、職権に基づいて行動しているのか、個人として行動しているのかを決めることが出来るのでしょうか。また、正当な権力といっても、封建的、あるいは領主制上の権力については、どのように評価すればよいのでしょうか。また、同じく第三者の法行為を告示しているからといって、司教区判事、都市参審人、あるいは公証人文書を等しく公文書と称してよいのでしょうか。というわけで、12世紀以降には、公文書、私文書という区別は断念した方がおそらくよいのです。

文書の世界は、しかしながら、非常に大きな多様性を示していました。文書の類型は一種類ではないのです。例として、12世紀のアルエーズ修道院を取り上げましょう。この修道院のアーカイヴズには、つぎのようなさまざまな種類の文書が見られました。

まず第一に、単純な寄進文書。すなわち、発給者と文書に記載される法行為の主体が同一人物の文書。

第二に、告示あるいは確認文書。すなわち、なんらかの権威主体が、第三者の法行為を告示、あるいは承認する文書です。この場合の権威主体は、しばしば司教、あるいは伯ですが、領主や都市当局の場合もありました。

第三に、いわゆる全般的確認文書。教皇や司教、まれには領主などの権威が、一連の寄進を列挙して確認するものです。ここでは、法行為は簡潔に要約されています。この文書類型は、ときにパンカルトと呼ばれ、これをよく利用したシトー会修道院によって普及しました。

第四に、ノティティア形式、すなわち3人称で書かれている文書。しかし、ここでは修道院みずからの印章がしばしば付されており、印章を有していない個人からの寄進を記載しています。

最後に、この文書集には、その最後の部分、112から138葉にかけて、寄進帳のような形態で、合計229におよぶ法行為が記載されています。この部分は非常に不均質な様子を呈しています。厳密な意味では文書ではないいくつかの資料、たとえば貢租負担者の言及、ランク別に列挙される修道院リストなどもあれば、文書の全文コピーもいくつか見られます。後者のいくつかについては、別個オリジナル文書が伝来しており、ここでのコピーが完全なものであったことが確認できます。その他、とりわけ非常に短い文章が見受けられますが、文書の体裁はまったく持っていません。しかしながら、この中には、パンカルトをはじめとする全般的な確認文書のなかに言及されている法行為も見られます。以上から、ここでは、文書を、オリジナルや文書集でのコピーによって管理しようとしただけでなく、短い文章によって、法行為それ自体もまた記録に留めようとしたが推測されるのです。

4. 公証人文書

公証人文書の歴史は、イタリアと西欧のその他の地域では大変異なっています。イタリアでは、末期ローマ帝国の *tabelliones* と中世初期の *notarii* との継続性の問題が、議論のまとですが、恐らくは継続はあったのでしょう。というのも、中世初期を通じて、ランゴバルド時代にもフランク時代にも、文字がイタリア社会において大きな地位を占めていたからです。一つだけ例を挙げましょう。866年にベネヴェント公アデルキスは、多くの人間が読み書きが出来るので、文書を作成していると言います。そして、この事態を憂慮して、書記以外によって作成された文書にいかなる効力を与えることも禁じたのです。しかしながら、12世紀頃に、文書の形式が変わり、新しい文書類型が誕生しますが、そこでは、書記の姿が背後にしりぞきます。*instrumentum publicum* と呼ばれる文書がそれです。同時に、いくつかの文書の裏側に、下書きあるいは要約のようなものが確認されるようになりますが、これらは、

法行為締結あるいは文書化の際に書かれた、法行為のもっとも重要な要素であり、その後、この情報をもとに完全な文書の形式に仕立て上げられたのです。これらの要約は、その後すべて文書化されたのでしょうか。それともいくつかのものは要約のまま置かれ、必要な際に要求に応じて文書化されるのを待っていたのでしょうか。12世紀には後者の可能性が確実ですが、これがいつまで遡り得るかは確かではありません。いずれにせよ、文書の裏面に要約が記載されるという事態は、すでに9-10世紀に確認されます。

南フランスでは、12世紀末に都市行政の担当者として書記が現れます。彼らはしばしば *notarius consulum* とか *scriptor consulum*、さらにはたとえばマルセイユの場合のように、どこそこの都市の書記というかたちで呼ばれます。彼らは、当該都市の文書の作成も担当しますが、同時に、個人のために文書作成も請け負うのです。この際、彼らは文書の法的効力保証のために、都市当局の印章を使い、都市当局の名で行動しています。彼らの何人かは、おそらくイタリアの影響の下、*notarius publicus* と自称しています。彼らは、アルルでは1185年、アヴィニョンでは1186年というように姿を現しますが、実際に公証人、すなわち都市権力から独立した存在としてみずからの存在を確立するためには、13世紀を待たねばなりません。といっても、この時期になっても、彼らは一般に、都市によってその権限を与えられるのであって、皇帝や教皇からそうされる者はきわめて例外的でありました。

彼らの文書はある特殊性を呈しています。法的有効性のしるしが、印章ではなく、公証人のサインなのです。中世初期にすでに、何人かの書記は彼らが書いた文書の下に、特別な記号を書いていましたが、これはしばしば *subscripti* という語を意味する記号でした。逆に、公証人のサインとは、各公証人に固有の記号であり、文書の効力を保証するために不可欠のものです。各都市は、これらの記号の帳簿を管理して、サインの真正性のチェックを通じて、文書の真正性を検証することができたのです。しかしながら、イタリアでと同様に、13世紀半ば以降には、公証人は、獣皮紙上にサインのデザインを付した形での文書を、必ずしもいつも作成した訳ではありません。しばしば、法行為のもっとも重要な要素だけを帳簿にメモし、必要な場合にしか文書自体は作成しないのです。文書の作成は当事者からの要求に応じて行われますが、これは文書作成料を節約するためなものでした。

公証人文書は、当時、あらゆる生活のあらゆる法的側面を包含しており、それゆえ、際限のないほど多く残っています。その数を数えること自体不可能です。ちなみにボチエによると、都市マルセイユの中世公証人文書帳簿の数は全部で1800にのぼり、この数字はエクス＝アン＝プロヴァンスでも同じだそうです。

北フランスやドイツの都市では、もっとも重要な役割を果たしたのは都市当局でした。いくつかの都市では、すでに12世紀にみずからの名前で文書を発給しており、これらは印章付の文書でした。そこでは都市は、公的権威としてみずからを表現しているのです。しかしながら、1135年にケルンの都市当局が発明した「シュライン文書」、すなわち「箱文書」は特別な興味を

引きます。ここでは、都市の高級役人が作成した印章のない法行為のメモが、都市の箱に保管されるのです。法行為の法的効力を保証するのは、まさに、独立した場にこれが保管されるということだけです。メモ自体は、単に都市役人の記憶の媒体というだけにすぎません。のちになると、このメモは、巻物、ついでは冊子に転写されます。この制度は、ほとんど同じやり方で都市メッセやその他の都市でも確認されます。このやり方の変種として、非常にしばしば見受けられるのがキログラフです。一つの文書を二部作成し、一部は受益者が、いま一部は都市のアーカイヴズが保管するのです。都市によっては、キログラフに印章を付すところもありますが、そうしない都市もありました。職権による、第三者の私的な法行為の文書化は、それゆえ、印章付の文書、メモ、キログラフといった、さまざまな形態をとったのです。

結論

印章付文書という形式は、その後数世紀にわたって命を永らえたのですから、よい将来を約束されていたと言えるでしょう。ある意味では、現在でもまったく消滅したわけではありません。というのも、たとえば、いくつかの都市では、たとえ単なるスタンプというやり方であっても、印章を使い続けているからです。公証人文書はといえば、これは、今もなお生きている制度であり、ヨーロッパを越えて非常に広範に普及しています。

10-13世紀に見られた、私文書作成におけるさまざまな革新は、非常に長い間、影響力を持ちました。逆に、マルムチエ型の11世紀の修道院ノティティアは、このような野心は持ちえませんでした。何人かの歴史家の意見はともかくとして、この修道院型文書は、公的権威が最大限弱まった時期、修道院がみずからの財産を守るためには自分自身を頼るしかなかった時代に対応しているのです。公的権威秩序の再構築は、すぐさまその刻印を文書の形式にもしるしづけたのであります。

史料および参考文献

I. 史料

文書史料全般を包含する体系的目録は存在しない。量のあまりの莫大さが、網羅的な調査を妨げている。部分的なあるいは特定地方に限定された目録は存在するが、これらもまた対象とする時代は初期に限られる。

アングロ＝サクソン期のイングランド（1066年以前）：Sawyer (P. H.), *Anglo-Saxon Charters. An annotated list and bibliography*, Londres, 1968 (Royal Historical Society Guides and Handbooks, 8).

ベルギー〔1200年以前〕：*Thesaurus Diplomaticus 1.0*, Turnhout, 1997 (un CD-Rom)

カロリング期のカタロニア〔1000年以前〕：collection Catalunya Carolingia, Barcelone, 1926-

フランス（1120年以前のオリジナル文書のみ）：Tock (Benoît-Michel), dir., *La diplomatie française du haut moyen âge. Inventaire des chartes originales antérieures à 1121 conservées en France*, 2 vol., Turnhout, 2001 (Artem, 4).

ランゴバルド期のイタリア：Schiaparelli (Luigi) et al., *Codice diplomatico longobardo*, 5 t. en 7 vol., Rome, 1929-2003 (Fonti per la storia d'Italia, 62-66).

II. 参考文献

総合として：

Boüard (Alain de), *Manuel de diplomatie française et pontificale*, 2 vol., Paris, 1929-1948.

Posse (Otto), *Die Lehre von den Privaturkunden*, Leipzig, 1887.

Redlich (Oswald), *Die Privaturkunden des Mittelalters*, Munich et Berlin, 1911 (Handbuch der mittelalterlichen und neueren Geschichte, Abt. IV, III. Teil, Urkundenlehre).

文書形式学の教科書として：

Bresslau (Harry), *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*, 3e éd., 3 vol., Berlin, 1958-1960.

Giry (Arthur), *Manuel de diplomatie*, Paris, 1894.

Guyotjeannin (Olivier), Pycke (Jacques) et Tock (Benoît-Michel), *La diplomatie médiévale*, 2e éd., Turnhout, 1995 (L'Atelier du Médiéviste, 2).

私文書についての新しい研究として：

Barthélemy (Dominique), Une crise de l'écrit ? Observations sur des actes de Saint-Aubin d'Angers (XIe siècle), dans *BEC*, 155 (1997), p. 95-117 ; repris dans Id., *La mutation de l'an mil a-t-elle eu lieu ? Servage et chevalerie dans la France des Xe et XIe siècles*, Paris, 1997, p. 29-56, sous le titre "De la charte à la notice", à Saint-Aubin d'Angers.

Bautier (Robert-Henri), L'authentification des actes privés dans la France médiévale. Notariat public et juridiction gracieuse, dans *Notariado público y documento privado, de los orígenes al siglo XIV [Actes coll. Valence, 1986]*, 2 vol., Valence, 1989, au t. 2, p. 701-772 ; réimpr. dans Id., *Chartes, sceaux et chancelleries. Études de diplomatie et de*

- sigillographie médiévales*, 2 vol., Paris, 1990 (Mémoires et documents de l'École des Chartes, 34), t. 1, p. 269-340.
- Belmon (Jérôme), In conscribendis donationibus hic ordo servandus est. L'écriture des actes de la pratique en Languedoc et en Toulousain (IXe-Xe siècle), dans Zimmermann (Michel), éd., *Auctor et auctoritas. Invention et conformisme dans l'écriture médiévale [Actes coll. Saint-Quentin-en-Yvelines, 1999]*, Paris, 2001 (Mémoires et documents de l'École des Chartes, 59), p. 283-320.
- Bougard (François), Actes privés et transferts patrimoniaux en Italie centro-septentrionale (VIIIe-Xe siècle), dans *Mélanges de l'École française de Rome. Moyen Age*, 111 (1999), p. 539-562.
- Chastang (Pierre), *Lire, écrire, transcrire. Le travail des rédacteurs de cartulaires en Bas-Languedoc (XIe-XIIIe siècles)*, Paris, 2001 (CTHS Histoire, 2).
- Clanchy (Michael T.), *From Memory to written Record, England 1066-1307*, 2e éd., Oxford, 1993.
- Everett (Nicholas), Scribes and Charters in Lombard Italy, dans *Studi Medievali*, 3e sér., 41 (2000), p. 39-83.
- Guyotjeannin (Olivier), "Penuria scriptorum". Le mythe de l'anarchie documentaire dans la France du Nord (Xe - première moitié du XIe siècle), dans *BEC*, 155 (1997), p. 11-44.
- Mersiowsky (Mark), Y a-t-il une influence des actes royaux sur les actes privés du IXe siècle ?, dans *Les actes comme expression du pouvoir au Moyen Age [Actes coll. Nancy, 1999]*, éd. Marie-José Gasse-Grandjean et Benoît-Michel Tock, Turnhout, 2003 (Artem), p. 139-178.
- Meyer (Andreas), *Felix et inclitus notarius. Studien zum italienischen Notariat vom 7. bis zum 13. Jahrhundert*, Tübingen, 2000 (Bibliothek des deutschen historischen Instituts in Rom, 92).
- Morelle (Laurent), Les chartes dans la gestion des conflits (France du nord, XIe - début du XIIe siècle), dans *BEC*, 155 (1997), p. 267-298.
- Tock (Benoît-Michel), L'acte privé en France, VIIe siècle - milieu du Xe siècle, dans *Mélanges de l'École française de Rome. Moyen Age*, 111 (1999), p. 499-537.
- Zimmermann (Michel), *Ecrire et lire en Catalogne (IXe-XIIe siècle)*, 2 vol., Madrid, 2003 (Bibliothèque de la Casa de Velázquez, 23).

